

職 発 0 7 1 9 第 2 号
平成 30 年 7 月 19 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

平成 30 年 7 月豪雨による被害に対する障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 274 号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。)は、(3)に掲げる岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域(以下「指定地域」という。)に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日(平成 30 年 7 月 5 日)から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。(障害者雇用促進法第 62 条、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 11 条)

(2) 延長後の納付期限

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 ヶ月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 指定地域

指定地域は、次に掲げる地域とすること。

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市

(4) 督促状の送付等

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、災害の発生した日の前日までに納付すべき障害者雇用納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配付するなどにより事業主への周知を図ること。

加えて、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該障害者雇用納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」（別紙2）を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事業所の所在地を有する事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する納付期限について、事業主の申請に基づき、当該納付金の納付を1年以内に限り猶予することができること。（障害者雇用促進法第62条、国税通則法第46条第1項）

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価格に占める平成30年7月豪雨の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補填された又は補填されるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。